

行橋市地域防災計画(案)

第4編 事故対策編

令和6年5月

行橋市防災会議

第4編 事故対策編

目 次

第1章 海上災害対策	1
第1節 第1節 総則（海上災害）	1
第2節 海上災害予防計画	3
第3節 海上災害応急対策計画	4
第2章 航空災害対策	7
第1節 第1節 総則（航空災害）	7
第2節 航空災害予防計画	7
第3節 航空災害応急対策計画	8
第3章 鉄道災害対策	11
第1節 第1節 総則（鉄道災害）	11
第2節 鉄道災害予防計画	11
第3節 鉄道災害応急対策計画	12
第4章 道路災害対策	15
第1節 第1節 総則（道路災害）	15
第2節 道路災害予防計画	15
第3節 道路災害応急対策計画	16
第5章 危険物等災害対策	19
第1節 第1節 総則（危険物等災害）	19
第2節 危険物等災害予防計画	19
第3節 危険物等災害応急対策計画	20
第6章 大規模な火事災害対策	23
第1節 第1節 総則（大規模な火事災害）	23
第2節 大規模な火事災害予防計画	23
第3節 大規模な火事災害応急対策計画	24
第7章 林野火災対策	27
第1節 第1節 総則（林野火災）	27
第2節 林野火災災害予防計画	27
第3節 林野火災災害応急対策計画	28
第8章 放射線災害対策	31
第1節 第1節 総則（放射線災害）	31
第2節 放射線災害予防計画	31
第3節 放射線災害応急対策計画	32

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、行橋市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧）のうち、大規模事故による多数の死傷者等の発生といった災害に対して、市及び県、事業者、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として行橋市防災会議が定めたものであり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と市民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、行橋市地域防災計画「第1編 風水害等災害対策編」、「第2編 地震・津波災害対策編」の定めによる。

第1章 海上災害対策

海上運送における災害時に、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

◆実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1節 総則（海上災害）	全部	<ul style="list-style-type: none">・災害の想定・市の処理すべき事務又は業務の大綱
第2章 海上災害予防計画	総務部防災班	<ul style="list-style-type: none">・情報の収集・連絡体制の整備
第3章 海上災害応急対策計画	総務部防災班 消防部消防班 ほか関係各班	<ul style="list-style-type: none">・発災直後の情報の収集・連絡・市の活動体制の構築・要請に基づく、現地出動及びその他応急措置・警戒区域の設定・被災者の家族等への情報伝達活動
	総務部広報班	住民等への的確な情報の伝達

第1節 総則（海上災害）

第1 災害の想定

この計画の基礎としては、次の災害を想定する。

1 船舶等による油等流出事故

市沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯蔵施設等の事故による大量の油等の流出及びそれに伴う火災の発生

2 海難事故

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

第2 市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- 2 沿岸及び地先海面の警戒
- 3 沿岸住民に対する避難の指示

- 4 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- 5 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- 6 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施
- 7 消火作業及び延焼防止作業
- 8 海上保安官署等の行う応急対策への協力
- 9 施設の所有者等に対する海上への流出防止措置の指導
- 10 防除資機材及び消火資機材の整備
- 11 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- 12 風評被害対策に関すること
- 13 市の区域内における災害救助法適用に関する措置

第2節 海上災害予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 1 市、県等の防災関係機関及び事故原因者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 2 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。
- 3 市は、流出油の的確な状況把握及び情報の共有化が可能となるよう、関係機関で協議の上、流出油の状況についての通報要領の定型化を図る

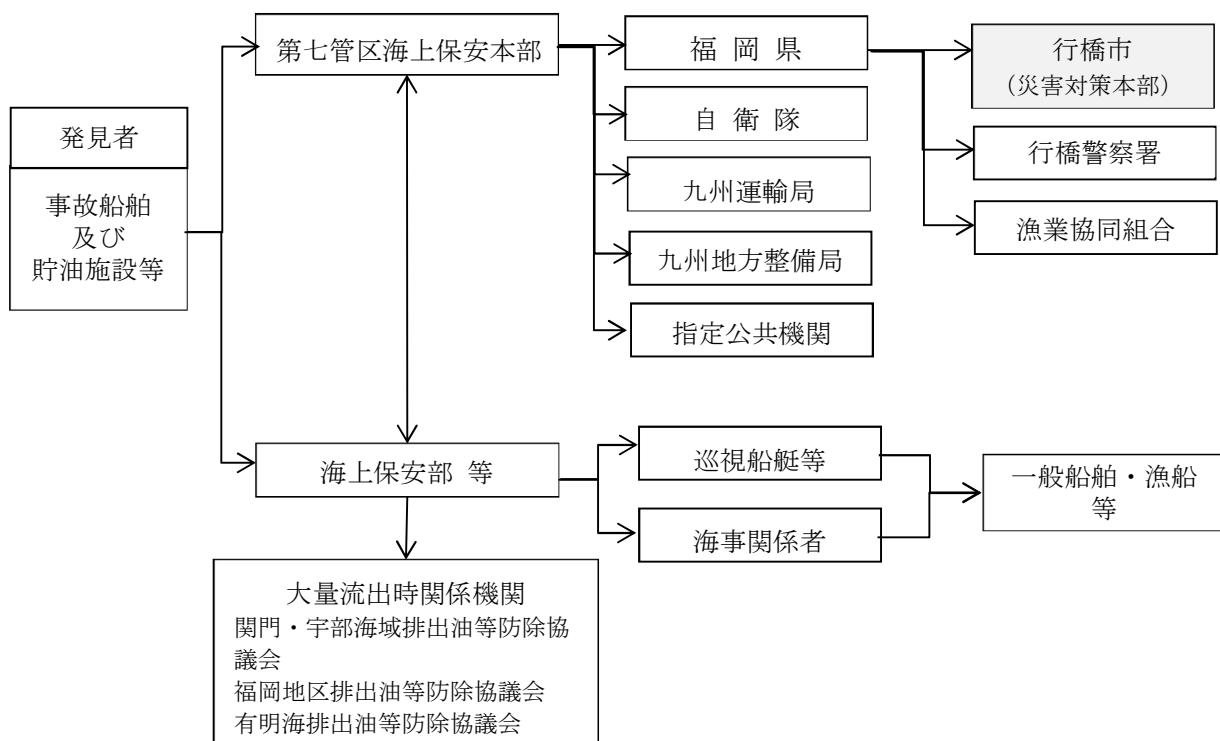
第3節 海上災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

海上災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、第七管区海上保安本部、市及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「海上災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

◆海上災害情報伝達系統



第2 市の活動体制

1 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、市地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- (3) 市は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被

害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3 油等の大量流出に対する応急対策

1 基本的考え方

(1) 浮流油等の防除措置

海上事故等により、油等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行う。特に重油やアスファルトといった重質油は時間が経過することにより、ムース化し回収は極めて困難になるとともに、風、海流によって流出油が広域化することから、海上における防除措置に際しては、流出油が広範囲に拡散し、ムース化する前に可能な限り迅速に回収する又は油処理剤の散布等による処理を行うことが重要である。

したがって、第七管区海上保安本部を中心とする市及び防災関係機関は、油流出事故を覚知したときは、直ちに関係機関へ連絡するとともに、その初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除勢力を組織的に先制集中して、迅速かつ効果的な防除措置をとる。

(2) 漂着油等の防除措置

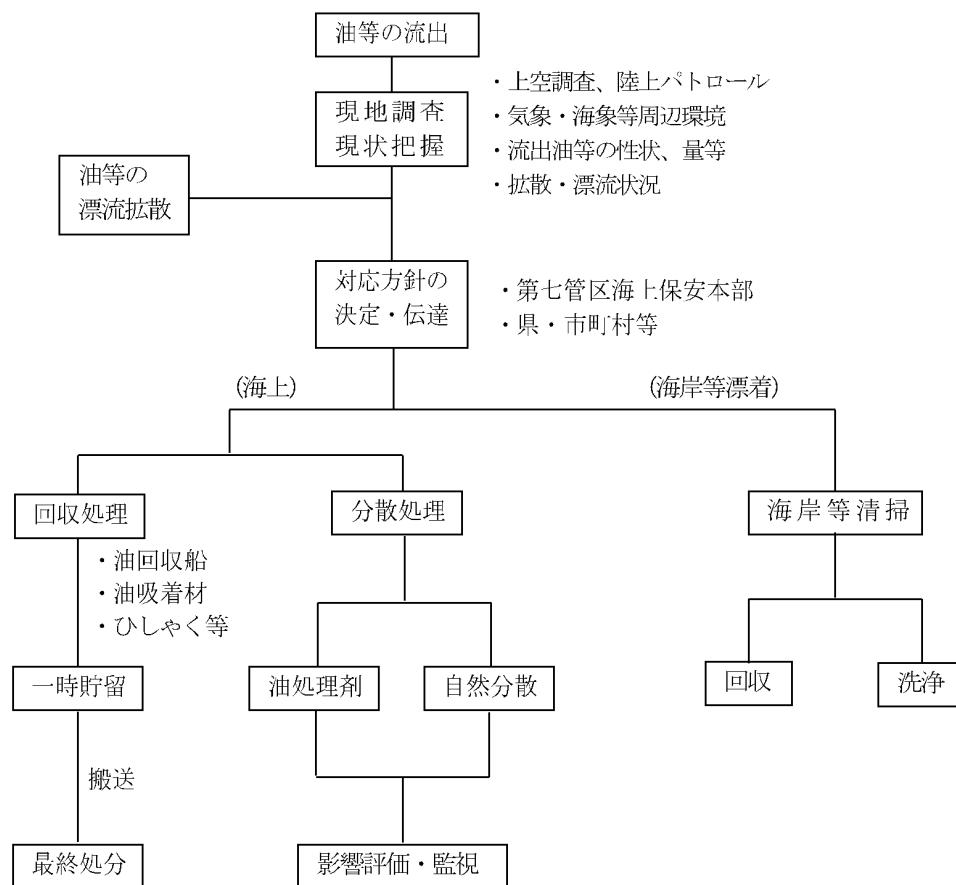
陸域に油等が漂着した場合又はそのおそれのある場合に、これを除去し、又は防止する一義的な義務は原因者にある。しかしながら、大規模な油等汚染事故においては、原因者の活動のみでは十分な対応ができないことから、地域住民の生命財産への被害の局限化、生活環境の保全の観点及び港湾、漁港、海岸等の管理区域・施設の機能の保全の観点から県及び市並びに各区域管理者は、第七管区海上保安本部と連携を図りながら、迅速かつ効果的な防除措置をとる。

2 流出油等の防除

市は、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア等と連携を図りながら、おおむね次に掲げる活動を展開する。

- (1) 海岸等の監視
- (2) 海岸等における漂着油等の除去活動の実施
- (3) 回収油等の一時集積場所への貯留
- (4) 除去活動情報の収集及び県への連絡

◆流出油等防除作業の概要



参考：「海上防災ハンドブック」及び各排出油等防除マニュアル

第4 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに事故原因者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第5 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに事故原因者等は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、海上災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

第2章 航空災害対策

航空運送における災害時に、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

◆実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1節 総則（航空災害）	全部	<ul style="list-style-type: none">・災害の想定・市の処理すべき事務又は業務の大綱
第2章 航空災害予防計画	総務部防災班	<ul style="list-style-type: none">・情報の収集・連絡体制の整備
第3章 航空災害応急対策計画	総務部防災班 消防部消防班 ほか関係各班	<ul style="list-style-type: none">・発災直後の情報の収集・連絡・市の活動体制の構築・要請に基づく、現地出動及びその他応急措置・警戒区域の設定・被災者の家族等への情報伝達活動
	総務部広報班	<ul style="list-style-type: none">・住民等への的確な情報の伝達

第1節 総則（航空災害）

第1 災害の想定

この計画の基礎としては、自衛隊及び航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者を伴う大規模な航空事故の発生を想定する。

第2 市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- 2 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 3 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 4 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 5 死傷病者の身元確認
- 6 県又は他の市町村に対する応援要請

第2節 航空災害予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 1 市、県等の防災関係機関、自衛隊及び航空運送事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 2 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

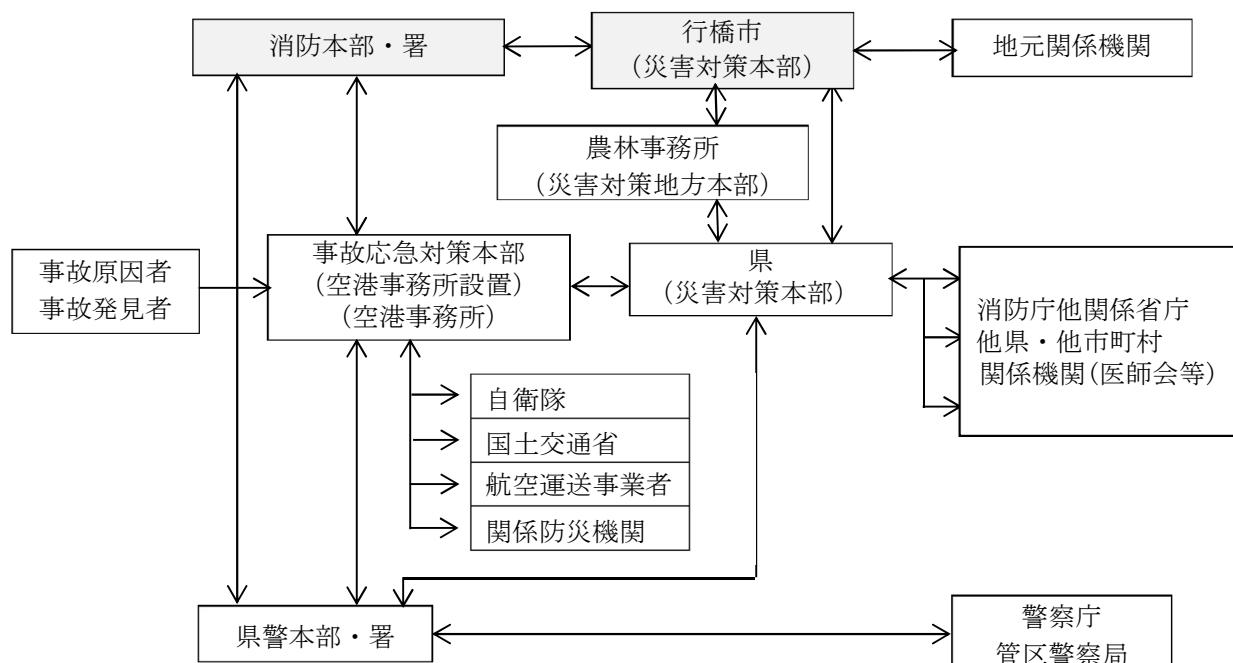
第3節 航空災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

航空災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、相互に密接な連携の下に、「航空災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

◆航空災害情報伝達系統



第2 市の活動体制

1 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、市地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第3 警戒区域の設定

市は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

第4 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第5 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、航空災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

調整ページ

第三章 鉄道災害対策

鉄軌道における災害時に、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

◆実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1章 総則（鉄道災害）	総務部防災班	・災害の想定 ・市の処理すべき事務又は業務の大綱
第2章 鉄道災害予防計画	総務部防災班	・情報の収集・連絡体制の整備
第3章 鉄道災害応急対策計画	総務部防災班 消防部消防班 ほか関係各班	・発災直後の情報の収集・連絡 ・市の活動体制の構築 ・要請に基づく、現地出動及びその他応急措置 ・警戒区域の設定 ・被災者の家族等への情報伝達活動
	総務部広報班	・住民等への的確な情報の伝達

第1節 総則（鉄道災害）

第1 災害の想定

この計画の基礎としては、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害の発生を想定する。

第2 市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請

第2節 鉄道災害予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 市、県等の防災関係機関及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

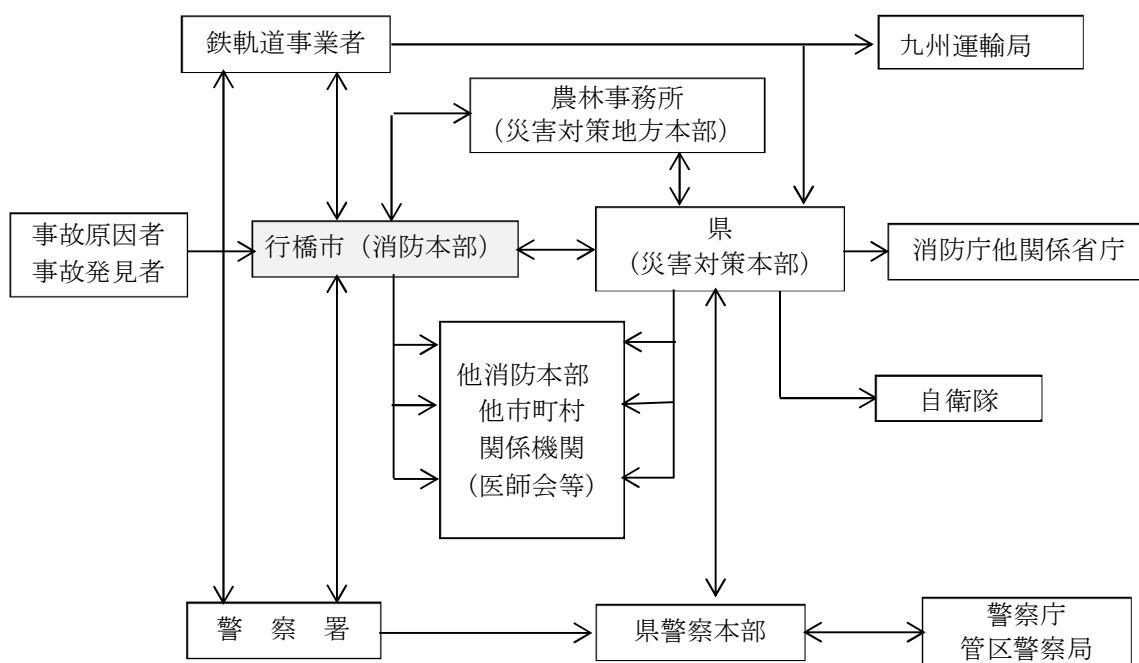
第3節 鉄道災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

鉄道災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、相互に密接な連携の下に、「鉄道災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

◆鉄道災害情報伝達系統



第2 市の活動体制

1 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、市地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第3 警戒区域の設定

市は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

第4 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第5 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、鉄道災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

調整ページ

第4章 道路災害対策

道路における災害時に、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

◆実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1節 総則（道路災害）	総務部防災班	・災害の想定 ・市の処理すべき事務又は業務の大綱
第2節 道路災害予防計画	総務部防災班	・情報の収集・連絡体制の整備
第3節 道路災害応急対策計画	総務部防災班 消防部消防班 ほか関係各班	・発災直後の情報の収集・連絡 ・市の活動体制の構築 ・警戒区域の設定 ・危険物の流出に対する応急対策 ・被災者の家族等への情報伝達活動
	総務部広報班	・住民等への的確な情報の伝達

第1節 総則（道路災害）

第1 災害の想定

この計画の基礎としては、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災及び道路上における車両の衝突・火災等を想定する。

第2 市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請

第2節 道路災害予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 市、県等の防災関係機関及び道路管理者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

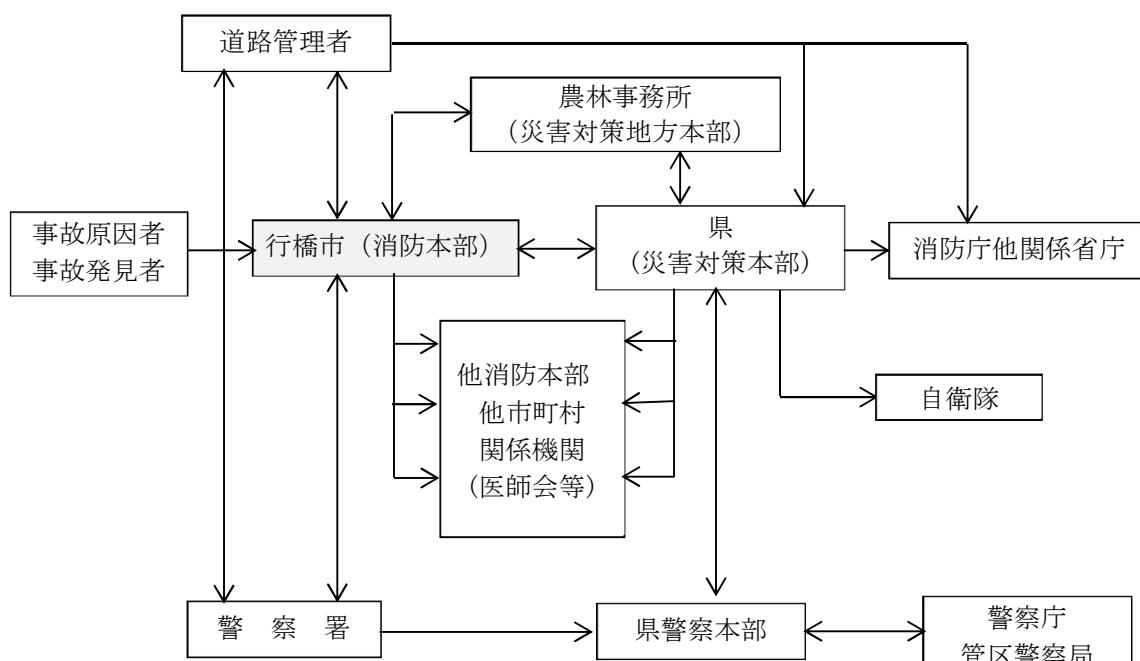
第3節 道路災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

道路災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、相互に密接な連携の下に、「道路災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

◆道路災害情報伝達系統



第2 市の活動体制

1 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、市地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第3 警戒区域の設定

市は、地域住民の安全を守るために、必要に応じ警戒区域を設定する。

第4 危険物の流出に対する応急対策

市及び消防本部は、危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

第5 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第6 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、道路災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

調整ページ

第5章 危険物等災害対策

危険物等における災害時に速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

◆実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1節 総則（危険物等災害）	総務部防災班	・災害の想定 ・市の処理すべき事務又は業務の大綱
第2節 危険物等災害予防計画	総務部防災班	・情報の収集・連絡体制の整備
第3節 危険物等災害応急対策 計画	総務部防災班 消防部消防班 ほか関係各班	・発災直後の情報の収集・連絡 ・市の活動体制の構築 ・個別災害に係る応急対策 ・拡大防止措置 ・被災者の家族等への情報伝達活動
	総務部広報班	・住民等への的確な情報の伝達

第1節 総則（危険物等災害）

第1 災害の想定

この計画の基礎としては、危険物等の飛散、漏洩、流出、火災及び爆発等による多数の死傷者等の発生を想定する。

第2 市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 危険物等に関する規制

第2節 危険物等災害予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 市、県等の防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

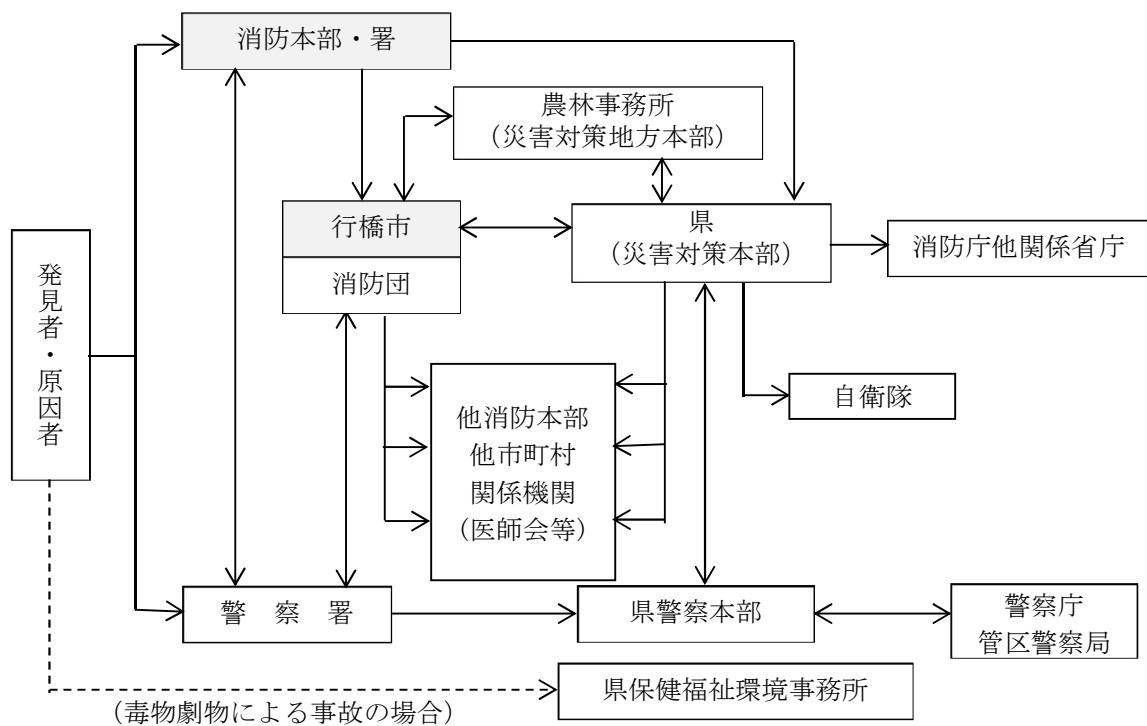
第3節 危険物等災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

危険物災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、相互に密接な連携の下に、「危険物災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

◆危険物等災害情報伝達系統



第2 市の活動体制

1 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、市地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第3 個別災害に係る応急対策

1 危険物災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 毒劇物災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、汚染区域の拡大防止、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 拡大防止措置

市及び県は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、警戒区域の設定、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令及び施設等の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

第5 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第6 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、危険物災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

調整ページ

第6章 大規模な火事災害対策

大規模な火事における災害時に、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

◆実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1節 総則（大規模な火事災害）	総務部防災班	・災害の想定 ・市の処理すべき事務又は業務の大綱
第2節 大規模な火事災害対策予防計画	総務部防災班	・情報の収集・連絡体制の整備
第3節 大規模な火事災害対策応急対策計画	総務部防災班 消防部消防班 ほか関係各班	・発災直後の情報の収集・連絡 ・市の活動体制の構築 ・警戒区域の設定 ・被災者の家族等への情報伝達活動
	総務部広報班	・住民等への的確な情報の伝達

第1節 総則（大規模な火事災害）

第1 災害の想定

この計画の基礎としては、近年の住宅の密集化・建築物の高層化等に伴う市街地火災の大規模化の危険性の増加を踏まえ、大規模な火事による多数の死傷者等の発生を想定する。

第2 市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請

第2節 大規模な火事災害予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 市、県等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

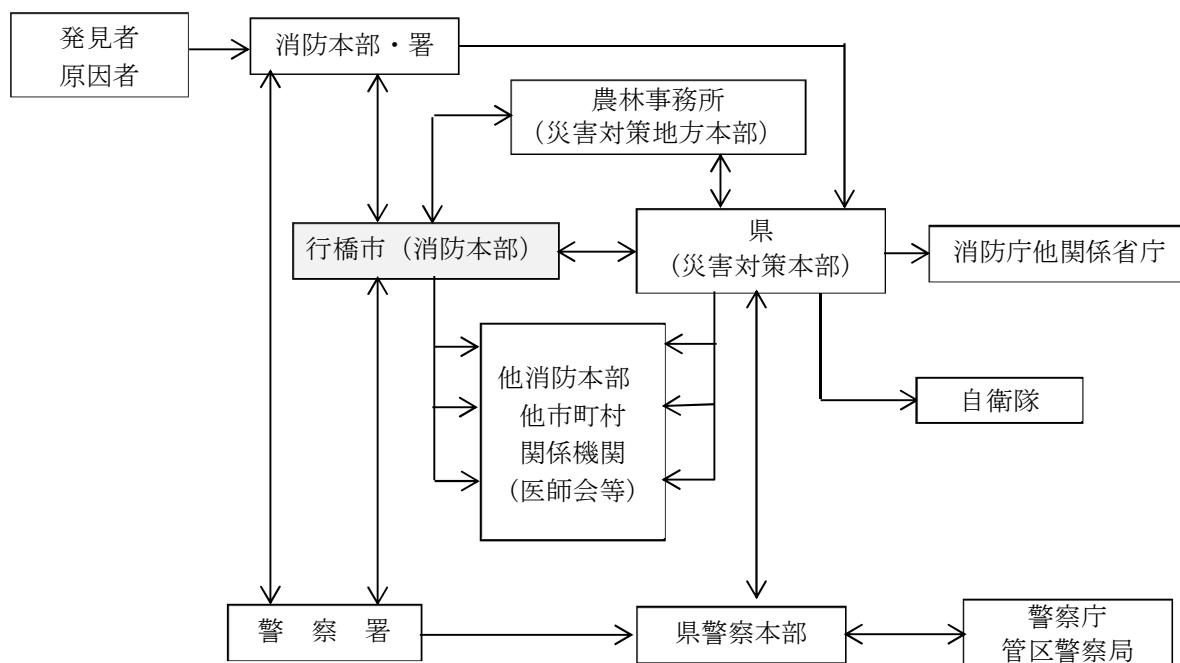
第3節 大規模な火事災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

大規模な火事災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「大規模な火事災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

◆大規模な火事災害情報伝達系統



第2 市の活動体制

1 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、あらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第3 警戒区域の設定

市は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

第4 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第5 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

調整ページ

第7章 林野火災対策

林野火災における災害時に、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

◆実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1節 総則（林野火災）	総務部防災班	・災害の想定 ・市の処理すべき事務又は業務の大綱
第2節 林野火災予防計画	総務部防災班	・情報の収集・連絡体制の整備
第3節 林野火災応急対策計画	総務部防災班 消防部消防班 ほか関係各班	・発災直後の情報の収集・連絡 ・市の活動体制の構築 ・警戒区域の設定 ・被災者の家族等への情報伝達活動
	総務部広報班	・住民等への的確な情報の伝達

第1節 総則（林野火災）

第1 災害の想定

この計画の基礎としては、火災による広範囲にわたる林野の焼失等を想定する。

第2 市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- 2 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 3 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- 4 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 5 死傷病者の身元確認
- 6 県又は他の市町村に対する応援要請

第2節 林野火災予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 1 市、県等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 2 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

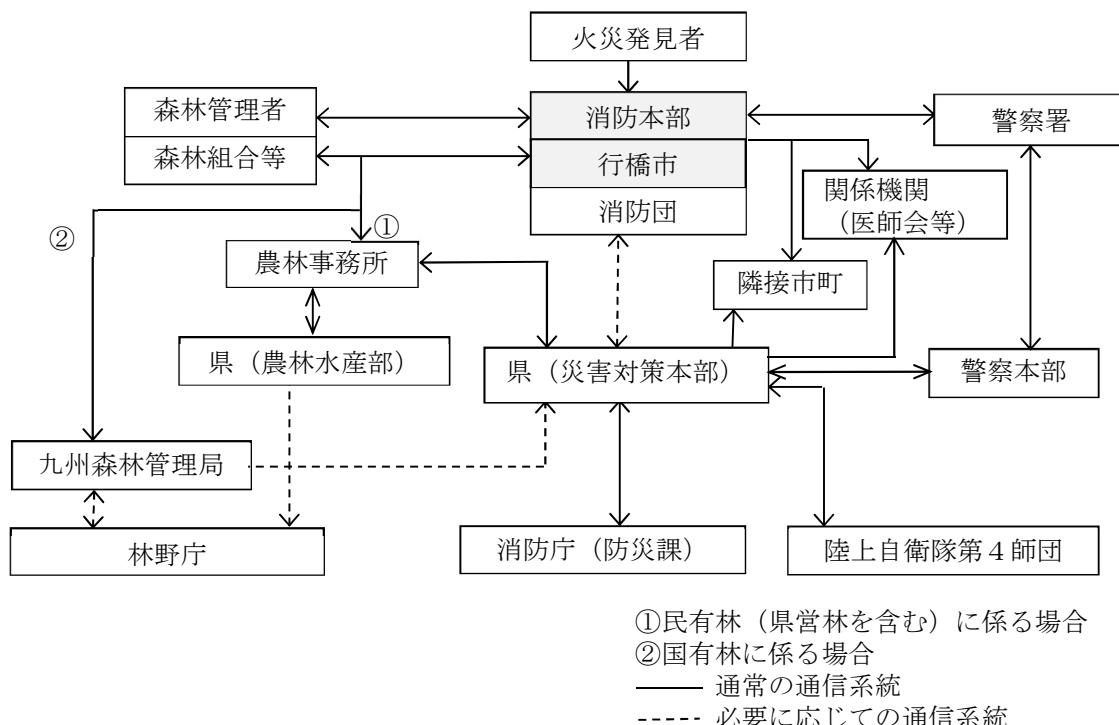
第3節 林野火災災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

大規模な林野火災が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「林野火災情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

◆林野火災情報伝達系統



◆通報基準

- ・ 燃損面積10ha以上と推定されるもの
- ・ 空中消火を要請したもの
- ・ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ・ 人的被害が発生したもの

第2 市の活動体制

1 防災体制の確立

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、市地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検

討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

（2）市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

3 空中消火体制の整備

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県へ通報するとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

- (1) 福岡市消防局又は北九州市消防局航空隊への出動要請準備
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請のための準備
- (3) 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

4 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

- (1) 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討
- (3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (4) 警戒区域の指定

5 空中消火体制

ヘリコプターによる円滑な空中消火を実施するため、市及び消防本部は次の措置を実施する。

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成
- (3) 空中消火補給基地の整備及び維持管理
- (4) ヘリポート等の離発着場の把握、整備及び維持管理
- (5) 空中消火用資機材等の備蓄及び点検・搬入

第3 警戒区域の設定

市は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

第4 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第5 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

調整ページ

第8章 放射線災害対策

放射線における災害時に、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

◆実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1節 総則（放射線災害）	総務部防災班	・災害の想定 ・市の処理すべき事務又は業務の大綱
第2節 放射線災害予防計画	総務部防災班	・情報の収集・連絡体制の整備
第3節 放射線災害応急対策計画	総務部防災班 消防部消防班 ほか関係各班	・発災直後の情報の収集・連絡 ・市の活動体制の構築 ・屋内退避・避難収容等の防護活動 ・被災者の家族等への情報伝達活動
	環境水道部上水道班	・飲料水の摂取制限対策
	産業振興部農林水産班	・農林水産物の摂取及び出荷制限対策
	総務部広報班	・住民等への的確な情報の伝達

第1節 総則（放射線災害）

第1 災害の想定

この計画の基礎としては、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩等を想定する。

第2 市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 風評被害対策に関すること

第2節 放射線災害予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 市、県等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

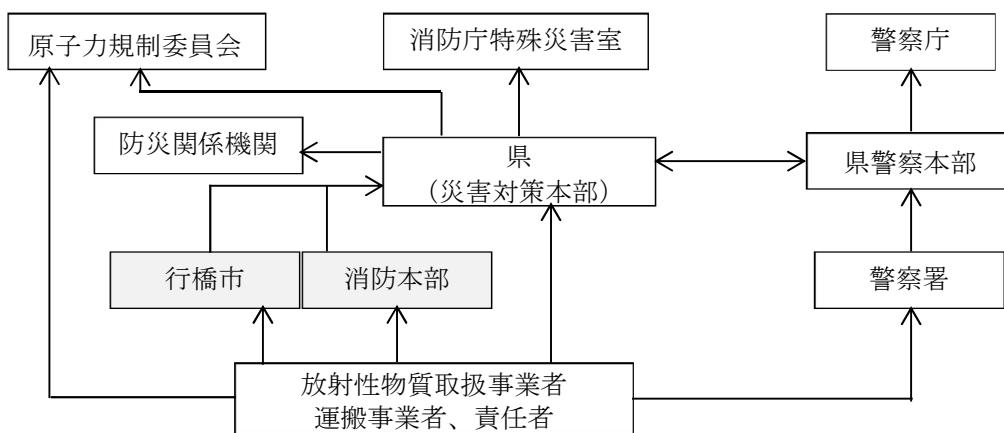
第3節 放射線災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

放射線災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、相互に密接な連携の下に、「運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統」に掲げる情報伝達系統により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

◆運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統



第2 市の活動体制

1 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、市地域防災計画、その他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (2) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第3 屋内退避・避難収容等の防護活動

1 屋内退避等の呼びかけ

市は、運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等による放射性物質の汚染状況調査の結果、必要に応じ、当該地域住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避等を呼びかける。

その他放射性物質等により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

2 退避等の方法

市は、昼夜の別、地形、風向等の気象動向を総合的に勘案しながら、必要に応じ、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地区住民を退避又は避難させる。

第4 飲料水、飲食物の摂取制限

1 飲料水、飲食物

市は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超える、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

◆飲食物摂取制限に関する指標

(単位: $\beta \text{q}/[\text{ベクレル}]$)

対象	放射性ヨウ素	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	$3 \times 10^2 \beta \text{q}/\text{kg}$ 以上	$2 \times 10^2 \beta \text{q}/\text{kg}$ 以上
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	$2 \times 10^3 \beta \text{q}/\text{kg}$ 以上	$5 \times 10^2 \beta \text{q}/\text{kg}$ 以上

2 農林水産物の摂取及び出荷制限

市は、前述の放射性物質の汚染結果により必要と認められた場合は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、次の措置を実施するよう指示する。

◆必要となる措置

- 農作物の作付け制限
- 農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
- 農林畜産物等の出荷制限
- 肥料・土壤改良資機材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- その他必要な措置

第5 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、放射線災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物等の安全性の確認状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確、かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第6 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関は並びに施設設置者等は、災害発生地の住民等に対し、放射線災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

調整ページ